

コラム

Column

●【ニュース】7月30日 ～ファイル共有ソフト利用による逮捕～

インターネット上で入手した仕様書のファイルを、ファイル共有ソフトを用いて流出させたとして、著作権法違反の疑いで逮捕された事件がありました。被疑者は、ファイル共有ソフトを利用して約2千人分の個人情報を流出させたとのことですが、個人情報の流出自体を規制する法律がなく、当該個人情報と一緒に仕様書のファイルが流出されたことから、この仕様書を著作物とらえて著作権法違反で立件したようです。

●【特許庁HP】8月6日 ～「産業上利用することができる発明」等の改訂審査基準案～

「産業上利用することができる発明」の改訂審査基準案が出されました。人体から各種の資料を収集する方法(MRI、X線CT等による断層画像撮像の仕組み等)については、手術・治療の工程や、医療目的で人間の病状等を判断する工程を含まない限り、「人間を治療する方法」に該当しないことが明記されております。

また、「医薬発明」についても改訂審査基準案が提出されており、特定の用法・用量で特定の疾病に適用するという医薬用途が公知医薬と相違する場合には、新規性を認めることが明記されております。

●【法務省HP】9月10日 ～新司法試験合格発表～

新司法試験の合格者が発表されました。本年度の合格者は2043人で、昨年度(2065人)から減少し、法務省が目安としていた2500～2900人から大きく下回りました。合格率は、過去最低であった昨年の33.0%を下回る27.6%となり、初めて3割を下回りました。

●【米司法省HP】9月18日 ～米司法省がグーグル訴訟の和解案を批判～

米司法省は、グーグル書籍検索サービスに関する訴訟の和解案に対し、著作権法、反トラスト法(独占禁止法)及び集団訴訟に関する民事訴訟規則の観点から問題があると指摘し、和解案の修正を促す意見書を裁判所に提出しました。

この和解案の承認手続が10月に予定されていましたが、原告から和解案の修正を検討する旨の申し立てを受け、延期されております。

●【WIPO HP】9月24日 ～タイがPCTへ加入～

タイがPCTの加入書をWIPOへ寄託しました。2009年12月24日以降に出願される全ての国際出願について、指定国に同国が含まれることとなります。タイの加入により、PCTへの加入国は142カ国となりました。

(弁護士 小林 英了)

事務所移転のお知らせ

この度、弊所は創立10周年を迎え、業務拡大に伴うスペース拡張のため、事務所を下記に移転することとなりましたので、ご案内申し上げます。

弊所といたしましては、弁護士・弁理士の緊密な協力体制の下、出願から訴訟・ライセンスに至るまでトータルソリューションサービスを提供し、知的財産権の専門事務所としてリーディングファームを目指すという創立時の目標に一歩でも近づくべく、日夜努力していく所存でございます。

今後とも、ご指導ご鞭撻のほど、宜しくお願い申し上げます。

新住所 〒100-0005 東京都千代田区丸の内一丁目6番5号
丸の内北口ビル21階(丸の内オアゾ内)
TEL 03-5218-2330(代表)

本ニュースレターの掲載内容を、当事務所の専門的な助言なしに具体的事案に適用した場合に関し、当事務所では一切の責任を負いかねます。

「Oslaw News Letter」第13号 ■編集・発行／大野総合法律事務所
■発行日 2009年10月30日 〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-6-5 丸の内北口ビル21F(丸の内オアゾ内) TEL:03-5218-2330(代表)

大野総合法律事務所 Web Site
http://www.oslaw.org/j/

Oslaw News Letter

vol.13

目次

Contents

● 論文	著作権法の改正.....	弁理士 鈴木 守	1
● 商標 News	続きはWebで.....	弁理士 土生 真之	5
● 中国 News	中国における真正品の並行輸入と知的財産権.....	弁理士 加藤 真司	6
● 判例紹介	弁理士 伊藤 奈月	8
● 判例紹介	弁理士 片山 健一	10
● 判例ダイジェスト		11
● コラム	弁護士 小林 英了	12

論文

Thesis

著作権法の改正



弁理士 鈴木 守

I.はじめに

コンテンツのデジタル化やインターネットの発達等に伴って、著作物利用の様相が変化してきている。このような状況の変化に対応すべく、著作権法の改正法が2009年6月12日に成立し、2010年1月1日より施行されることとなった。文部科学省HPに掲載された改正法の概要によれば、改正法は、①インターネット等を利用した著作物利用の円滑化、②違法な著作物の流通抑止、③障害者の情報利用の機会確保、の3つを主な目的としている。以下では、それぞれの項目ごとに主な改正点について解説する。

なお、以下の解説は、「文化審議会著作権分科会報告書平成21年1月」(文部科学省HPより取得可能)を参考にしている。さらに詳細について知りたい方は、上記報告書をご覧ください。

II.主な改正点

1.インターネット等を利用した著作物利用の円滑化を図る措置として、以下の行為を権利者の許諾なく行えるようにした。

(1)インターネットで情報検索サービスを実施するための複製等(47条の6新設)

一般に、検索エンジンは、①ソフトウェアによるウェブサイト情報の収集・格納(クロール)、②検索用インデックス及び検索結果表示用データの作成・蓄積、③検索結果の表示(送信)の3段階を経て検索結果の提示を行っている。

上記3つの段階のうち、①ウェブサイト情報の収集・格納と②検索結果表示用データの作成は、著作物の複製に該当

すると解され、③検索結果の表示は、著作物の送信可能化及び自動公衆送信に該当すると解されるため、検索エンジンのサービス提供者が著作権侵害を訴追される可能性があり、その法的地位が不安定であった。

一方で、検索エンジンは、利用者にとっては、インターネット上に無数に存在するウェブサイトの中から所望の情報の所在を容易に探索する有用な手段であり、今日では非常に広く用いられている。また、インターネット上の情報の提供者にとっても、より多くの人にその存在を知らせるための有用な手段である。このように、検索エンジンは、ネットワーク化社会におけるインフラとして大きな役割を果たしており、不可欠なものとなりつつある。

以上の状況を踏まえ、検索エンジンのサービス提供者は、必要と認められる限度において、送信可能化された著作物の記録媒体への記録、翻案を行い、検索要求があったときに、URL（送信元識別符号）の提供と併せて、記録媒体に記録された著作物の複製物の自動公衆送信（送信可能化を含む）を行うことができることとした。ここで「翻案」も行えるようにしているのは、検索結果として、スニペット（検索語が含まれるテキストの抜き書き）を提供できるようにするためである。

なお、著作権侵害の拡大を防止する観点からすれば、違法複製物を蓄積したり、検索対象として表示することは望ましくないため、本規定には、権利制限の例外が設けられている。すなわち、検索対象の著作物の送信可能化が著作権侵害に該当すると知った後は、その著作物の自動公衆送信を行ってはならないことが規定されている。

ここで、著作権法の条文との関係を説明すると、「複製・自動公衆送信を行うことができることとした」というのは、特定の態様（検索エンジン）について、複製権、自動公衆送信権を制限したという構成になっている。著作権の制限は、著作権法30条～50条に規定されており、以下の項目においても権利制限の規定が出てくるので、条文番号にもご留意いただきたい。

（2）過去の放送番組等をインターネットで二次利用する際に権利者が所在不明等である場合の利用（67条の2新設）

権利者不明の著作物等の利用を円滑化することは、著作物利用の円滑化やアーカイブ構築の円滑化につながる。また、多数の権利者が関わっている場合に一部の権利者の所在が不明なために、文化価値の共有・普及が妨げられ、次代の文化創造につながる貴重なコンテンツが死蔵されてしまうのは、

社会にとっての損失である。

現行の著作権法では、公表された著作物の著作権者の所在が不明であって連絡をとることができないときは、文化庁長官の裁定を受け、補償金を供託することにより、著作物を利用することができる（67条）。今回の改正法では、権利者不明の場合の著作物等の利用を一層促進するために、裁定による著作物の利用の範囲を以下のとおり拡大した。

①裁定申請者は、裁定の決定があるまで担保金を供託することにより、申請に係る著作物を利用することができることとした（67条の2新設）。

②著作隣接権についても裁定を求めることを可能とした（103条にて67条及び67条の2を新たに準用）。具体的には、実演、レコード、放送又は有線放送の利用について、著作隣接権者が所在不明の場合には、裁定を求めることができるようになった。

（3）国立国会図書館における所蔵資料の電子化（31条2項新設）

現行の著作権法では、資料の傷みが激しく保存のために必要があれば、著作権法31条2号によって、図書館資料の電子化が認められる。しかし、国立国会図書館に納本された書籍等を将来にわたる保存のために電子化することについては、納本後直ちに電子化することが認められるか必ずしも明らかではない。

一方、国立国会図書館の役割を考えれば、資料の傷みが激しくなる前に良好な状態で電子化して保存することが期待されていると言える。また、図書館資料を電子化して保存することは、原資料自体を文化財として保存するという観点からも有用である。

以上の状況を踏まえ、国立国会図書館は、図書館資料の原本の滅失、損傷又は汚損を避けるため、図書館資料の著作物を記録媒体に記録することができることとした。

（4）インターネット販売等での美術品等の画像掲載（47条の2新設）

インターネットオークション等においては、出品者が商品画像を掲載（アップロード）することが一般的であるが、商品画像をアップロードする行為は送信可能化に該当し、商品が著作物に係る物である場合には、著作権侵害の問題が生じる。

一方で、商品の取引を行う上で、商品情報の提供は、売り主に求められる義務として、必要不可欠なものである。特に隔地者取引の場合には、この義務を果たすために商品としての美術品等の画像の複製・掲載を行うことはやむを得ない。

以上の状況を踏まえ、美術品の著作物又は写真の著作物の原作品又は複製物の所有者等は、譲渡または貸与の申し出のために、複製、公衆送信（自動公衆送信の場合には送信可能化を含む）を行うことができることとした。

ただし、出品者は、送信可能化した著作物の複製を防止又は抑止するための措置その他著作権者の利益を不当に害しないための政令で定める措置を講じる必要がある。

（5）情報解析研究のための複製（47条の7新設）

改正法では、多数の著作物その他の大量の情報から、当該情報を構成する言語、音、映像その他の要素に係る情報を抽出し、比較、分類その他の統計的な解析を行うことを目的とする場合には、必要と認められる限度において、記録媒体への記録又は翻案を可能とする規定を新設した。

ただし、情報解析を行う者の用に供するために作成されたデータベースの著作物はこの制限規定の適用対象とはならない。情報解析のために作成されたデータベースでは、使用者が情報解析研究を行う必要はない。このようなデータベースについてまで、本条に託けて、記録媒体への記録又は翻案を認めるのは適切ではないため、権利制限の対象から除外されているのであろう。

ところで、「文化審議会著作権分科会報告書 平成21年1月」においては、コンピュータ・プログラムを解析してソースコード等を調査するいわゆる「リバースエンジニアリング」に関し、相互運用性の確保や障害の発見等の一定の目的のための調査・解析について権利制限を早期に措置する必要があることについて概ね意見の一致が見られたとの報告がなされている。しかし、リバースエンジニアリングを権利制限の対象とする規定は、今回の改正法では盛り込まれなかった。

（6）送信の効率化等のための複製（47条の5新設）

情報の大容量化・ブロードバンド基盤の整備により、ネットワーク上を流通する情報はますます増加する傾向にある。ネットワーク伝送過程における頻繁なアクセスに起因する送信遅延や障害等を防ぐため、キャッシュサーバー等を活用した通信の円滑化・効率化のための措置が重要となっている。また、ミラーサーバー等を活用した信頼性向上のための措置の重要性も増している。このようなキャッシュサーバーやミラーサーバーにおける著作物等の蓄積等が著作物の複製または送信可能化等に該当し、著作権侵害の問題が生じる可能性がある。

一方、キャッシュサーバーを利用した通信の円滑化・効率

化は、ネットワーク化社会における通信インフラの強化に資するものである。また、ミラーサーバー等を利用して通信の信頼性を向上させることは、ユーザーの利便性向上に資するのみならず、権利者にとっても著作物等を安心して流通させる手段を確保できるという点で有益である。

以上の状況を踏まえ、
①トラフィックが集中することによる送信の遅延、又は通信サーバーの故障による送信の障害を防止するため、送信可能化された著作物を自動公衆送信等の用に供する記録媒体（キャッシュサーバー等）に記録しておくこと、
②送信可能化等に係る著作物を紛失、毀損した場合の復旧を目的として、送信可能化された著作物を公衆送信用の記録媒体とは別の記録媒体（ミラーサーバー等）にバックアップしておくこと
ができることとした。

（7）電子計算機利用時に必要な複製（47条の8新設）

電子計算機の通常の利用において著作権を侵害しない基準を明確にし、電子計算機で著作物を利用しやすくするために、著作物の複製または著作物を受信して利用する場合には、その利用のための電子計算機による情報処理の過程において、情報処理を円滑かつ効率的に行うために必要と認められる限度で、著作物を電子計算機の記録媒体に記録することができることとした。

なお、上記（6）で述べた著作権法47条の5は、著作物を配信または中継する側が著作物を複製し得ることを規定しているが、著作物を受信する側については、本条にて規定している。

2. 違法な著作物の流通を抑止すべく、以下の行為を権利侵害に該当するとした。

（1）インターネット販売等で海賊版と承知の上で行う販売の申出（113条）

現在、著作権等の権利を侵害する物品（海賊版）を販売するために、インターネットオークション等を利用して当該物品の譲渡等の申出（譲渡告知行為）が行われる場合があり、海賊版の取引を助長しているとの指摘がある。

現行の著作権法113条1項2号は、海賊版であることを知りながら、海賊版を「頒布する行為」、「頒布の目的をもって所持する行為」を、権利を侵害する行為とみなしているが、頒布の前段階の行為である海賊版の譲渡告知行為につい